

大垣市長選挙 大垣市議会議員補欠選挙

投票日 4/18(日)

【期日前投票 4/12(月)～17日(土)】

任期満了に伴う大垣市長選挙と大垣市議会議員補欠選挙（現在の欠員1人）が、4月11日(日)に告示され、4月18日(日)に投票が行われる予定です。

投票時間は午前7時から午後8時まで。貴重な一票を大切に明日の市政を託すのにお心遣いをお願いします。

詳しくは、市選挙管理委員会（☎47-8292）へ。

<投票ができるのは>

今回の選挙で投票ができるのは、平成15年4月19日までに生まれた人で、令和3年1月10日までに転入届出をされた人、または住民票が作成されている人です。

なお、令和3年3月27日以後に市内の他の投票区へ転居された人は、前住所地の投票所で投票してください。また、市外に転出された人は、投票ができません。

<投票所入場券>

投票所入場券（長3封筒サイズの用紙に深緑色で印刷）は、告示日ごろに各世帯へ郵送します。投票所および期日前投票所には、有権者ごとに切り離してお持ちください。

なお、選挙権のある人は、投票所入場券が届いていない場合や持ち忘れた場合でも投票ができます。本人確認ができるものをお持ちください。

<期日前投票・不在者投票>

投票日当日に仕事や旅行などのために投票所へ行けないことが見込まれる人は、4月12日(月)から17日(土)までの毎日、午前8時30分から午後8時まで、期日前投票ができます。場所は、市役所1階多目的スペース、上石津・墨保地域事務所です。

また、投票しようとする日に遠方に滞在しているなどの理由で投票所で投票できない人は、滞在地での不在者投票ができます。



<郵便等による不在者投票>

身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちの人および介護保険法による要介護者で、下表の条件に該当する人は「郵便等による不在者投票」ができます。

利用には、「郵便等投票証明書」の事前申請が必要となります。すでに証明書をお持ちの人も、有効期限をお確かめください。

なお、郵便等による不在者投票の投票用紙の請求の締め切りは、4月14日(水)の午後5時(必着)です。

区分	障がいの部位など	程度
身体障がい者	両下肢、体幹または移動機能の障がい	1級・2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸または小腸の障がい	1級・3級
	免疫または肝臓の障がい	1級～3級
戦傷病者	両下肢または体幹の障がい	特別項症～第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸または肝臓の障がい	特別項症～第3項症
要介護者	介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」	

<郵便等による不在者投票の代理投票制度>

上記の「郵便等による不在者投票」を行う人のうち、下表の条件に該当し、自分で投票の記載ができない人は、あらかじめ市選挙管理委員会に届け出た選挙権を有する人に代理記載をしてもらうことができます。この制度も事前申請が必要です。

区分	障がいの部位など	程度
身体障がい者	上肢または視覚の障がい	1級
戦傷病者	上肢または視覚の障がい	特別項症～第2項症

●●選挙人の皆さんへのお願い●●

- ①来場の際はマスクの着用をお願いします
- ②来場前・帰宅後の手洗いをお願いします
- ③周りの人との距離を保つようお願いします
- ④期日前投票をする場合はスムーズに受付を行っていただくために、事前に投票所入場券の「宣誓書」を記入のうえ持参してください
- ⑤開票所を参観する場合はマスクの着用をお願いします。また、発熱・咳などの症状がある場合は参観を控えてください

固定資産税 都市計画税

納税通知書の送付

市は、令和3年度固定資産税・都市計画税納税通知書を4月上旬に発送します。

固定資産税は土地・家屋・償却資産を所有している人、都市計画税は市街化区域内の土地・家屋を所有している人にそれぞれ課税されるものです。内容を確認の上、期限までに納めてください。

納税通知書が届かない場合や、内容について不明な点がある場合など、詳しくは課税課へ。

問合せ	固定資産税(土地)グループ	☎47-8168
	固定資産税(家屋)グループ	☎47-8178
	固定資産税(償却資産)グループ	☎47-8158

国民健康保険 異動の届け出は お早めに出しなさい



4月は、転入・転出・転居など異動の多い時期です。次のような場合は、14日以内に国保医療課または上石津・墨保地域事務所、市民サービスセンター、上石津地域の各支所で、必ず異動の手続きを行ってください。

- 職場の健康保険をやめたとき
- 国民健康保険から職場の健康保険に加入したとき
- 転入・転出・転居したとき

なお、国民健康保険に加入した場合、保険料は届出日からではなく、資格を得た月分からの計算になります。

また、令和3年度の保険料の通知書（1～3期分）は、普通徴収（納付書または口座振替）の人は5月中旬に、特別徴収（年金から引き落とし）の人は4月上旬に郵送します。

◆問合せ/国保医療課国民健康保険グループ（☎47-8132）